平成２６年（フ）第２１号
秋田市御野場新町５丁目５番６号
債務者　本間　　琢
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４号
福島県白河市表郷八幡字宮下15番地
債務者　佐藤　智恵（旧姓黒崎）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
福井県大野市下舌第９号１番地１
債務者　辻　　武志
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
福井市月見３丁目２番12号
債務者　小川　　修
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８０号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門3657番地町営富士見住宅１号棟306号室
債務者　植田　昌夫
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
長野県岡谷市赤羽３丁目２番１号　フレグランス赤羽Ａ203、住民票上の住所長野県岡谷市大栄町２丁目５番６号
債務者　小口佳奈子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１０８号
岐阜市北一色９丁目19番16―202号　パレ岐東
債務者　原技建こと　原　　一美
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３６５号
名古屋市西区菊井２丁目８番２号　レオパレスロータスコート105号、従前の住所名古屋市緑区浦里５丁目211番地　レオパレスグリーンフォレスト104号
債務者　木村　素子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９９号
名古屋市名東区西里町４丁目68番地
債務者　加藤千代子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９号
三重県亀山市みずほ台14―474、住民票上の住所三重県亀山市関ケ丘521番地439
債務者　西川　和芳
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０号
三重県伊賀市希望ヶ丘東２丁目６番12号
債務者　西岡幹夫こと　金　　幹夫
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第６４号
兵庫県明石市大久保町江井島946番地の３メゾン日置Ⅱ303号、前住所兵庫県明石市大久保町江井島644番地の９
債務者　初山　夏季
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
神戸市西区北別府３丁目１番地の４　シャルマン学園都市406号
債務者　山川　　学
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
兵庫県豊岡市城崎町湯島873―２　川口屋東山社宅21号、住民票上の住所兵庫県豊岡市三坂町４番７号　三坂アパートＣ号
債務者　藤原　明美
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
鳥取県八頭郡八頭町下野543番地
債務者　山岡　悦司
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８号
鳥取県八頭郡八頭町下野543番地
債務者　山岡　愛理
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
愛媛県四国中央市土居町天満512番地２
債務者　吉塚　誠泰
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
松山地方裁判所西条支部